

社会保険

いばらき

6

7月は算定基礎届の提出時期です

2020 June
NO.503

- 月額変更届について
- ジェネリック医薬品を使っていますか？
- 元気アップ！りいばらきで健康サポート
- 日本年金機構からのお知らせ
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「あやめ祭り」(撮影：潮来市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7月は算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出してください、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月・8月・9月改定の月額変更届を提出する方

なお、8月・9月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の歴日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数分が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上ある月が1か月以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上ある月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定額決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者(※1)の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上ある月の報酬で決定することとなります。

※1 短時間労働者とは、所定労働時間及び所定労働日数が一般の社員の4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上あること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上(※2)の企業(特定適用事業所)に勤めていること

※2 平成29年4月からは被保険者が500人以下であっても

- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所

②地方公共団体に属する事業所
も新たに厚生年金等の適用対象となっています。なお、国に属する全ての事業所については、平成28年10月から適用拡大を開始しています。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月10日までに下記事務センターへ郵送又は、電子申請による届出をお願いします。ただし一部の事業所については算定基礎届の提出に合わせて調査を実施しております。今年度調査の対象となる事業所には、提出日、提出方法、提出場所等について別途ご連絡をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 提出いただく書類等

①算定基礎届

②算定基礎届総括表

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送又は電子申請による届出をお願いします。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

〈届書の作成や電子申請の方法に関するお問い合わせ先〉

詳しくは日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか
年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))
又は **お近くの年金事務所** へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

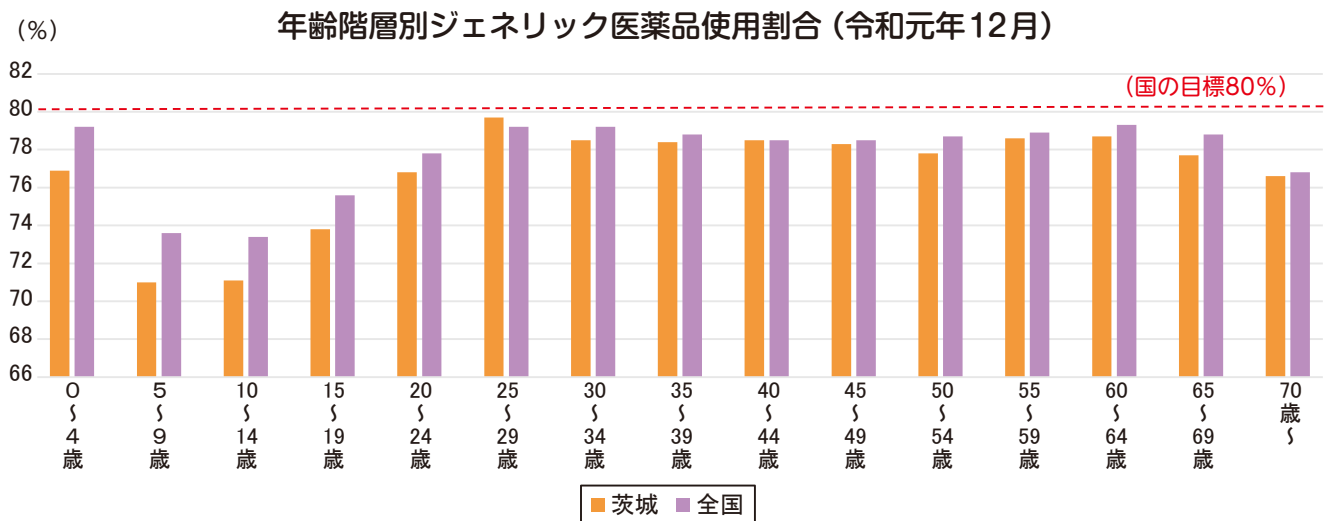
ジェネリック医薬品を使っていますか？

協会けんぽでは、加入者のみなさまのお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、医療費や保険料率の伸びを抑えられることから、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及を推進しています。

また、国は令和2年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とする目標を掲げており、協会けんぽもジェネリック医薬品使用割合80%達成を目指しています。

0歳から19歳のジェネリック医薬品使用割合が伸び悩んでいます

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合を年齢階層別にみると、茨城支部は全国平均よりも0歳から19歳の若年層で使用割合の乖離が大きくなっています。全体としては、すでにジェネリック医薬品の使用割合は7割以上となっていますので、お子様やご家族の方もジェネリック医薬品を選択するようにしましょう。



ジェネリック医薬品希望シールをご利用ください

ジェネリック医薬品をご希望の方は、まずはかかりつけの医師または薬剤師に相談してみましょう。すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんので、病院では医師の診察時に、薬局では処方せんを薬剤師に渡すときに、「ジェネリック医薬品に変更できますか？」とおたずねください。使用できる病気（効能）が異なる場合や在庫がないときには切り替えることができない場合があります。

協会けんぽではジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするための「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意しています。ご希望の方は協会けんぽ茨城支部へご連絡ください。



ジェネリック医薬品の使用割合は保険料率に影響します！

平成30年度より導入された「インセンティブ制度」の5つの指標に『後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合』が含まれていますので、お薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

インセンティブ制度とは

現在、協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとの医療費に応じて設定されています。

加入者の皆さまが健康になり、医療費が安くなることで保険料も安くなります。

平成30年度からは、加入者及び事業主の皆さまの健康づくりの取り組み結果に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県ごとの保険料に反映させるインセンティブ制度が導入されました。

茨城支部の現状

茨城支部ジェネリック医薬品
使用割合（令和元年12月時点） **77.6%**

協会けんぽ内での
使用割合ランキング

30位/47位

元気アップ！りいばらきで健康サポート

茨城県公式アプリ「元気アップ！りいばらき」を使っていますか？スマートフォンで健康サポートを行っており、ポイントに応じて景品が当たります！ぜひ皆様の健康管理にお役立てください。



健康づくり
活動がアプリで
ポイントに!!

ダウンロードは
誰でも可能!

※抽選対象者は
18歳以上の県民



Android用QRコード iOS(iphone)用QRコード

日々のウォーキングやジョギング、健康イベントへの参加や適塩の取り組みなど健康づくり活動をヘルスケアポイントとして貯めて各種景品をGETしましょう！

協会けんぽ茨城支部メールマガジン会員募集中！

健康保険制度に関する情報や給付金申請のポイント、健康に役立つ情報や健康コラムなどを月に1回メールマガジンにて配信しています。この機会にぜひご登録ください！



対象者

パソコンやスマートフォンのメールアドレスをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。

内容

- ・保険料率改定のお知らせ
- ・健康保険制度の解説や変更の周知
- ・協会けんぽからのお知らせや最新情報
- ・給付金申請時の留意点
- ・保健師、管理栄養士からの健康づくりお役立ち情報

利用料

無料（通信料除く）

◆◆スマートフォンをご利用の方◆◆
二次元バーコードから登録ができます

スマートフォンのアプリ等で
右の二次元バーコードを読み
取りブラウザを起動⇒登録画
面からご登録ください。



登録・詳細については、こちらのワードで
↓ 検索してください! ↓

協会けんぽ 茨城 メールマガ

検索

《お問い合わせ029-303-1580(企画総務グループ)》

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減するため、 極力郵送にてお手続きをお願いいたします。

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減する観点から、任意継続、限度額適用認定証、傷病手当金などの各種お手続きに関しては、極力郵送にてお手続きいただきますようお願いいたします。

また、ご相談につきましても、お電話にてご相談いただきますようお願いいたします。加入者・事業主の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

○各種申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます！

○コンビニエンスストアで申請書が印刷できる「申請書ネットプリント」もご利用ください。

お問い合わせ先

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆様へ

厚生年金保険料納付猶予相談窓口の設置について

今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度をご案内する専用コールセンターを設置しております。

コールセンターでは猶予制度に関する一般的なご質問をお受けしております。

なお、年金事務所でも、猶予制度に関するご質問をお受けしております。

厚生年金保険料納付猶予相談窓口

電話番号

0570-666-228 (ナビダイヤル)

受付時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

※祝日はご利用いただけません。



毎月お知らせしておりました、年金事務所による「出張年金相談のお知らせ」の掲載につきましてはしばらくお休みをいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の地域では出張相談を中止しております。実施している出張年金相談の日時・場所等につきましてはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

- 先月「社会保険いばらき5月号」とともに、プール利用補助、くだもの狩り利用補助、ディズニーランド利用補助のチラシを同封しましたが、それぞれの施設では新型コロナウイルス感染症の影響で営業を中止、または営業期間を変更する場合がありますので、ご利用の際は事前に各施設のホームページまたは直接施設方へお問い合わせのうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。
- 例年ご好評をいただき、多数の方の参加をいただいております「健康づくり散策ツアー」につきまして、今年は浅草散策を予定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせております。新型コロナウイルス感染症が収束し、散策ツアーが実施できそうな状況になりましたら、8月の初旬にお知らせを送付いたします。従いまして、8月にお知らせが送付されない場合は、今年中止ということで、ご了承願います。